

緊急時における感染症防止対策に係る
マスクの優先供給に関する協定

亀 岡 市

株式会社 山口精機製作所

緊急時における感染症防止に係るマスクの優先供給に関する協定

亀岡市（以下「甲」という。）と、株式会社 山口精機製作所（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、亀岡市において亀岡市危機管理計画に規定する危機事象又は、亀岡市地域防災計画に規定する自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害の防止に供するため、乙が甲に対して行うマスクの供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、亀岡市危機管理計画に基づく対策、又は物資の確保を行う場合、マスクを必要とするときは、乙に対して、乙が製造し、保有し又は調達することが可能なマスクの供給及び運搬について協力を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 甲は、物資供給要請書（別記様式1）により乙に要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等により要請することができる。この場合、事後速やかに物資供給要請書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の協力）

第4条 乙は、甲から要請を受けたときは、他に優先して甲への協力を努めるものとする。

2 乙は、甲からの要請に的確に対応するため、常時供給可能な体制の保持に努めるものとする。

（運搬及び引渡し）

第5条 乙は、甲の指定する場所に物資を運搬し、甲は職員を派遣して供給された物資を確認の上、引き渡しを受けるものとする。

2 乙は、運搬終了後、速やかに物資供給完了書（別記様式2）により甲に報告するものとする。

3 甲は、乙が第1項の規定による物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用負担及び価格)

第6条 第3条の規定による要請に基づき供給された物資の代金及び運搬等の経費は甲の負担とし、当該危機事象が発生した直前における販売価格を基準として、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

2 費用の支払方法及び支払時期は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の期間満了の1か月前までに甲又は乙から本協定を終了し、又は変更する意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

(雑 則)

第8条 この協定に定めのない事項及び本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年7月9日

甲 亀岡市安町野々神8番地

亀岡市長 桂川 孝裕

乙 亀岡市大井町並河3-16-13

株式会社 山口精機製作所

取締役社長 山口 誠